

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年6月定例会

	議案の 件名	議案第49号 交野市税条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
【固定資産税関連】生産性向上特別措置法に定める固定資産税課税標準額の特例措置を規定。		地方税法及び生産性向上特別措置法規定に伴う条例改正を行う。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
地方税法等の一部改正が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行。また、生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に公布され、平成30年6月6日に施行された。 この施行日以降即ちして本法律に関連する事業が開始されることから、本議会での議決が必要とされる。		特例措置の対象となる事業者数・設備内容の推定が困難であるため、現状での税収及び効果測定は困難である。				
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
平成30年3月31日 地方税法等関連法案が公布 平成30年4月1日 地方税法等関連法の一部施行 平成30年5月23日 生産性向上特別措置法公布 平成30年6月6日 生産性向上特別措置法施行		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの働く場があり、時間にゆとりを持って暮らせる ・ まちで営まれている事業を、みんなで盛り上げている ・ いろんな人が知恵を出し合って、新しいことが生まれている 		
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
		計画名称	(仮称) 交野市導入促進基本計画			
		策定年度	平成30年度			
		計画期間	国が同意した日から3年間			
〈市民参加の状況〉		〈政策等の実施時期〉				
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		公布の日から施行する。				
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		市民部	税務室	有 ・無（条例概要、新旧対照表）		

交野市税条例の一部改正について

1. 条例改正の目的

平成30年4月1日付で、改正地方税法等が施行され、改正地方税法施行時に未公布であった関連法律である生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行されたため、同法関連事業実施に伴い、交野市税条例の関連部分を改正するもの。

2. 条例改正の内容

中小企業基本法上の中小企業のうち、資本金1億円以下の法人等が、年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」を策定し、市の認定を受けた場合において、新たに取得した先端設備等(※)の固定資産税(償却資産)課税標準額を3年に渡り0円とする。

※但し、この先端設備等については、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、市が指定する基準を満たした設備であること。

3. 施行日

公布の日

交野市税条例（平成15年条例第38号）の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正市税条例（平成15年条例第38号）

新	旧
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～17 (略)</p>

第2条による改正市税条例（平成15年条例第38号）

新	旧
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>18 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p>